

政令第三号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、船員法（昭和二十二年法律第四百号）第一条に規定する船員であつて労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一に掲げる事業に従事するもの

第一条第二項中「前項第二号」を「前項第二号又は第三号」に改める。

第三条中「（昭和二十二年法律第四百号）」を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の地方公務員災害補償法施行令第一条第一項

(第三号に係る部分に限る。 ) 及び第二項の規定は、令和四年十月一日から適用する。

理由

船員である地方公務員の勤務の実態を踏まえ、地方公務員災害補償法における職員の範囲に一定の非常勤の船員を追加する必要があるからである。